

第 3 回

馬 頭 町 ・ 小 川 町
合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日 (木)

第3回馬頭町・小川町合併協議会 会議録

日 時 平成16年12月16日(木)

午後1時30分から

場 所 馬頭町山村開発センター

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- 協議第 4号の2 新町の名称について(協定項目3)
- 協議第20号の2 新町建設計画について(協定項目26)
- 協議第21号 財産及び債務の取扱いについて(協定項目5)
- 協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目14)
- 協議第23号 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目15)
- 協議第24号 補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目17)
- 協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目20)
- 協議第26号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目21)
- 協議第27号 電算システムの取扱いについて(協定項目24)
- 協議第28号 広報広聴関係事業について(協定項目25-2)
- 協議第29号 保健予防事業について(協定項目25-6)
- 協議第30号 障害者福祉事業について(協定項目25-7)
- 協議第31号 高齢者福祉事業について(協定項目25-8)
- 協議第32号 児童福祉事業について(協定項目25-9)
- 協議第33号 保育事業について(協定項目25-10)
- 協議第34号 その他の福祉事業について(協定項目25-11)
- 協議第35号 環境対策事業について(協定項目25-12)
- 協議第36号 その他の事業について(協定項目25-19)

(2) その他

馬頭町・小川町合併協議会議会の議員の定数及び任期等検討委員会について

4 その他

5 閉 会

出席した委員（会長等含む。）【計 23 名】

会 長 川 崎 和 郎

副 会 長 渡 辺 良 治

委 員 岡 忠 一 大 金 伊 一 矢 内 修 石 田 彬 良
大 金 進 篠 江 求 岡 豊 子 益 子 栄 子
岩 村 文 郎 藤 田 眞 一 小 峰 直 人 藤 澤 征 夫
高 瀬 了 福 島 泰 夫 杉 本 益 三 塚 原 博
川 上 宗 男 船 山 伸 郎 佐 藤 勝 夫 山 沢 文 子
佐々木 文 子

欠席した委員 【計 2 名】

亀 田 昇 田 村 澄 夫

事務局の出席 【計 16 名】

齋 藤 裕 一 藤 田 悦 男 板 橋 了 寿 岩 村 房 行
沼 田 一 也 大 森 親 久 吉 住 二 郎 小 松 重 隆
益 子 勝 泉 正 夫 薄 井 裕 桑 野 豊 夫
松 崎 敬 三 山 田 広 充 大 森 一 良 吉 成 啓 二

〔開始時刻：午後 1 時 3 0 分〕 〔終了時刻：午後 3 時 3 1 分〕

事務局次長（藤田悦男君） 皆さん、こんにちは。

お忙しいところを馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

1 開 会

事務局次長（藤田悦男君） 定刻になりましたので、第3回合併協議会を始めさせていただきます。

2 会長あいさつ

事務局次長（藤田悦男君） 開会にあたりまして、川崎会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長（川崎和郎君） 皆さん、こんにちは。

本日は、第3回馬頭町・小川町合併協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

今日は協議事項も18に上るかと思います。皆様のご協力によりましてスムーズに協議が進みますこと、お願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

ここで、議事に入る前に、出席委員の確認をいたします。委員23名中20名のご出席をいただいておりますので、協議会規約の規定による3分の2以上の委員の出席の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

本日の資料の確認であります。お手元に本日の会議次第があるかと思えます。なお、先日送付いたしました第3回馬頭町・小川町合併協議会資料をお持ちいただいているかと思えます。本日、会議資料をお持ちでない方がありましたら、事務局の方にご連絡をいただきたいと思います。建設計画も含めて、もしお持ちでない方がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、規約によりまして川崎会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3 議 事

議長（川崎和郎君） それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、会議を進める前に、会議録署名委員を指名させていただきます。今回は、石田彬良委員と杉本益三委員にお願いをいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思えます。

協議第4号の2 新町の名称について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長（齋藤裕一君） 事務局長の齋藤でございます。

協議第4号の2 新町の名称について（協定項目3）でございますけれども、新町名称選定要領（案）、続きまして第二次選定にかかる投開票の進め方（案）、これを提案し、説明を申し上げたいと思います。

会議資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

なお、会議資料につきましては事前にお送りいたしましたので、ご覧いただけたものと思いますし、時間の関係もございますので、大変恐縮でございますけれども、できるだけ要点のみの説明とさせていただきたいと思いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、説明申し上げます。

新町名称選定要領（案）でございますが、1の選定基準、これは募集要領の応募の制限の一部と留意事項を載せたものでございますので、説明は略させていただきます。

2の選定方法でございますが、（1）の事前審査、これは協議会の事務局で行います。応募作品について最低限の記載のないもの、それから新町名称募集要領の応募の制限に抵触するものなど、こういうものを事前審査いたしまして、これらのものを除きまして第一次選定の候補といたします。

（2）の第一次選定でございますが、これは調整会議で行います。応募数の多かった名称の上位20点程度及び応募作品から調整会議の委員が選んだ作品を第一次候補作品として、その中から新町の名称としてふさわしいと考えられる名称10作品程度を選定するものでございます。具体的な作業といたしましては、応募作品の一覧表、これを参考資料として事務局で作成いたしますけれども、 としまして、その応募数の多かった名称上位20点程度、それから調整会議が選んだ作品を第一次選定の候補といたします。この作品の中から、調整会議において、まず協議によりまして10作品程度を選定するものでございます。なお、協議による選考が困難な場合は、調整会議委員による投票で選定するものでございます。投票は、各調整会議委員がそれぞれ5作品を選んで投票いたしまして、投票の多い順に第10位までの作品を候補として選定するものでございます。

（3）の第二次選定、これは協議会で行うものでございます。具体的な作業としましては、協議会の正副会長及び委員による無記名投票を行うということでございます。先ほどの第一次選定で選ばれた10作品程度の中から、投票によりまして得票数1位及び2位の作品を最終候補といたします。この最終候補をまず協議によりまして新町の名称として1作品を選定し、確認するものでございます。なお、協議によることが困難な場合につきましては、決選投票に

より最多得票を得た作品を新町の名称として確認するものでございます。

3の応募作品の補作、4、選定にあたっての留意点については、一般的な事柄を載せてございます。

3ページの第二次選定に係る投開票の進め方(案)でございますが、まず、1の第二次選定候補等の周知でございます。会長が第二次選定候補作品一覧表を第二次選定を行う協議会前に、委員の皆様へ送付いたします。でございますが、第二次選定を行う日を通知いたします。

投票につきましてですが、の投票は協議会の会場で行うことといたします。投票用紙は別紙様式1のとおりでございますが、後でご覧いただきます。投票の順序は会長、副会長、委員の順でございます。で、投票は無記名としまして、投票用紙に記載されている第二次選定候補作品の中から名称候補1つを選定して符号欄に丸印を付すものでございます。投票用紙記入上の注意でございますが、2つ以上の名称候補に丸印がついた場合は無効となります。欄を誤って丸印をつけた場合は二重線で消して、新たに丸印を付すものでございます。ですが、投票用紙は事務局員が名簿と照合しながら配付しまして、委員は自席で記入し投票箱に投函することになります。投票につきましては、投票箱を職員が持って委員席を回るようにしたいと考えております。

3の開票でございますが、開票は協議会会場で行います。開票事務は事務局職員が行います。開票立会人は当日の会議録署名人といたしたいと思っております。同一名称ごとに票をまとめまして、その名称と数を点検しまして、さらに会長、副会長及び開票立会人に回付して確認を得るものでございます。会長、副会長及び開票立会人の確認が終了いたしましたら、名称ごとの得票数を集計し、得票順に一覧表を作成して協議会に提出いたします。

4でございますが、決選投票、これは協議によることが困難な場合の決選投票でございます。決選投票の投開票につきましては、前記2と3の例により行います。としまして、投票用紙は別紙様式2としまして、名称候補1つを記載することになります。として、決選投票により同数となった場合には、協議により決定するものでございます。

5、投開票録、投開票録につきましては作成をいたします。投開票録の署名人は会長及び開票立会人とするものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

第二次選定の投票用紙でございます。第二次選定候補の名称が、ここは空欄になっておりますが、既に記入された形になります。したがって、その中から1つを選びまして、一番上の符号欄に丸印をつけていただくということになります。

次のページ、こちらは決選投票の場合に用います。この場合は名称候補1つを記載することになります。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

ただいま事務局長から説明がありましたが、この件に関しまして何かご意見、ご質疑がございましたらお願いいたします。なお、質疑の際は、お名前を言ってお願いしたいと思います。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りいたします。

協議第4号の2 新町の名称については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第4号の2 新町の名称については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第20号の2 新町建設計画について、委員の皆様には前回の協議会で一旦お持ち帰りいただきまして、本日協議をいたすことになっております。この件に関しましてご意見がありましたらお願いしたいと思います。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

それでは、今後につきましては、新町建設計画策定の日程といたしまして、皆様のご意見をまとめ作成をするわけでありますが、新町建設計画（案）については県との事前協議等もございます。その後また住民説明会を開催いたしまして住民の意見等も考慮し、再度県の方と協議を行うということになっておりますので、最終的には合併協議会で確認いただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、協議第21号 財産及び債務の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 財産及び債務の取扱いについて提案し、説明を申し上げます。

資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

協議第21号 財産及び債務の取扱いについて（協定項目5）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

1、2町の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

2、財産区有財産は、財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

8ページをご覧いただきたいと思います。

まず、現況でございますが、8ページは公有財産でございます。9ページは基金残高、10ページは出資による権利及び有価証券、11ページは地方債残高でございます。いずれも平成15年度末の現況でございます。現況の説明につきましては省略をさせていただきます、調

整の具体的内容でございますが、いずれもすべて新町に引き継ぐものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

財産区につきましては、現況に記載のとおり、馬頭町には馬頭、武茂、大内、大山田の4つの財産区がございます。調整の内容でございますが、この財産区有財産は、財産区有財産として新町に引き継ぐものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 事務局から説明がありました。この件に関しまして何かご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第21号 財産及び債務の取扱いについては、原案のとおりとすることでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第21号 財産及び債務の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 一部事務組合等の取扱いについて提案し、説明いたします。

資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて（協定項目14）

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1、南那須地区広域行政事務組合、栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合、栃木県市町村職員退職手当組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- 2、財団法人馬頭町奨学会については、合併時まで調整するものとする。
- 3、株式会社馬頭むらおこしセンター及び株式会社まほろばおがわについては、現行のとおりとするものとする。

14ページをお開きいただきたいと思います。

一部事務組合につきましては、南那須地区広域行政事務組合、15ページに移りまして栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合、栃木県市町村職員退職手当組合及び栃木県自治会館管理組合の5つの組合に加入しております。現況の説明は省略

させていただきます。調整の具体的内容ですが、いずれも合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものでございます。

16ページの方をご覧くださいと思います。

財団法人、それから第三セクターでございます。財団法人馬頭町奨学会につきましては、現況に記載のとおり、事業としましては学資の貸与などを行っているものでございます。調整の具体的内容でございますが、馬頭町奨学会は合併時まで調整するものでございます。

次に、第三セクターでございますが、馬頭町には株式会社馬頭むらおこしセンター、小川町に株式会社まほろばおがわがでございます。事業の内容等につきましては現況に記載のとおりでございます。調整の具体的内容は、いずれも現行のとおりとするものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 事務局から説明が終わりました。この件に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（「異議ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしということでございますので、協議第22号 一部事務組合等の取扱いについては、全会一致で原案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第23号 使用料、手数料等の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 使用料、手数料等の取扱いについて提案し、説明をいたします。

資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

協議第23号 使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目15）

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により、次のとおり調整する。

（1）使用料等については、現行を基本とし、合併時まで調整に努めるものとする。なお、

類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。

（2）手数料については、合併時に統一するものとする。

18ページをお開きいただきたいと思います。

現況及び調整内容でございますが、まず、使用料に関する施設一覧でございます。施設ごとの使用料につきましては、次の19ページからとなります。

まず、馬頭町総合福祉センターにつきましては、現況は記載のとおりでございますが、調整の具体的内容は、施設使用料のうち集会室、研修室、教養娯楽室については1時間当たりの使用料に改めるものでございます。厨房につきましては、これまでの経過、実態等を踏まえた見直

しにより改めるものでございます。3の居室使用料については、基準を参考に見直すものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町の高齢者生産活動施設については、現行のとおり引き継ぐものでございます。

21ページをご覧いただきたいと思います。

小川町総合福祉センターにつきまして、現況は記載のとおりでございますが、調整の具体的内容は、次のページの園地を除きまして使用する時間帯で差があるもの、全日使用の設定のあるものを1時間当たり一律の使用料に改めるものでございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

小川町の児童館につきましては無料でございますが、現行のとおり引き継ぐものでございます。

23ページ以降37ページまでは、産業、建設、教育関係の施設でございます。これらの施設の使用料につきましては、現行のとおり新町に引き継ぐもの、あるいは教育関係施設に多い類似施設の使用料につきましては、現行のとおり新町に引き継ぎまして、その後速やかに類似する施設の均衡を図りながら調整するものでございます。個々の個別の施設につきましては現況及び調整内容の説明は省略させていただきたいと思っております。

次にずっと飛びまして、38ページをお開きいただきたいと思います。

手数料の現況と調整内容でございます。原則として2町に差異のないもの、これについては現行のとおり、また一方の町にあってもう一方の町にないものにつきましては、ある方の町の額となっております。ただし、40ページ、41ページ、ここに建設関係がございますが、優良宅地造成認定申請手数料、優良住宅新築認定申請手数料、良質住宅新築認定申請手数料、これにつきましては国の基準に照らして再設定したものでございます。また、42ページの図書館の関係ですが、図書資料の複写、これにつきましては小川町にはございませんが、見直しにより統一するものでございます。

全体として、2町に差異があるものにつきましては、38ページに戻りますけれども、総務部会の中段、上から5段目の家屋に関する証明手数料、それから総務の一番下の住宅用家屋証明申請手数料、それから39ページの上から3段目、住民票の写しの交付手数料、世帯全部、中段の住民票の閲覧手数料、それから40ページに移りまして一番上の不在籍証明手数料でございますが、これらは差異があるために合併時に統一する必要があるため、単に一方の町に統一するとしたもののほか、国の基準等を参考にして再設定したもの、また他の自治体の例を参考として調整したものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。この件に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（「ありません」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） では、改めてお諮りをいたします。

協議第23号 使用料、手数料等の取扱いについては、原案のとおりと決定いたしました。全会一致で確認がされました。

続きまして、協議第24号 補助金、交付金等の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 補助金、交付金等の取扱いについて提案し、説明を申し上げます。

資料の43ページをお開きいただきたいと思います。

協議第24号 補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目17）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1、補助金、交付金等については、合併後、速やかに公共的必要性、有効性、公平性を考慮した基準を設け交付するものとする。
- 2、同一又は同種の補助金、交付金等については、団体の統合を促し、団体の理解及び協力を得て、統一に努めるものとする。

44ページをご覧くださいと思います。

現況及び調整内容でございますが、44ページから48ページまで現況は平成16年度当初予算に計上した補助金、交付金の一覧でございます。現況の詳細説明は省略させていただきまして、調整の内容でございますが、提案のとおり、合併後基準を設けて交付するものでございます。なお、同一、同種のものにつきましては、団体の理解と協力を得て統一に努めるものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

石田委員。

委員（石田彬良君） 馬頭町の石田でございます。

補助金の削減のちょっと意見を述べたいと思います。

厳しい財政事情の中で今までどおりの補助金を出してよいものか、特に両町に共通していない補助金が相当見受けられます。この項目の中で、調整の具体的内容は、補助金、交付金等に

については速やかに公共的必要性、有効性、公平性を考慮して交付するものとありますが、もう少し削減するというような方向で行ってはどうかと要望するわけでございます。とにかくこれだけの項目のところへ補助金が相当出ているわけです。少しでも削減するために、調整項目にもありますように、理解を得ながら削減する方向でお願いできればいいのかなと思うわけでございます。

終わります。

議長（川崎和郎君） 大変ありがとうございます。補助金についての現況は、大変財政が厳しいというような状況の中で、内容を十分精査して交付すべきではないかと、こういうふうなご意見かと思いますが、ほかにこの件に関してご意見ございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、この調整の具体的内容につきましても、補助金、交付金については合併後速やかに公共的必要性、有効性、公平性を考慮し基準を設け交付するというふうなことになっておりますので、石田委員の意見を十二分に尊重するような形で進めていきたいと、このようなことをご理解いただけますか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） そのようなことで、この協議第24号 補助金、交付金等の取扱いについては、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

協議第24号 補助金、交付金等の取扱いについては、今、石田委員の発言を尊重して、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 国民健康保険事業の取扱いについて提案し、説明いたします。

49ページをお開きいただきたいと思います。

協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目20）

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1、人間ドック及び脳ドックについては、次のとおりとする。

（1）助成の金額は費用の7割、上限は3万円とし、助成金の交付は年1人1回とするものとする。

（2）対象者は、国民健康保険税の滞納のない世帯の満35歳以上の被保険者とするものとする。

(3) 助成の対象は、人間ドック(単独)、脳ドック(単独)及び人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合のいずれか1回とするものとする。

(4) 受診医療機関は、新町において指定するものとする。

2、国民健康保険運営協議会の委員の定数については12人とし、新町において選任するものとする。

3、国保高額療養費支給事務、療養費支給事務、国民健康保険被保険者健康指導事業及び出産、葬祭の給付に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4、高額療養費貸付事業については現行制度を基本とし、貸付限度額については、馬頭町の例によるものとする。

50ページをお開きいただきたいと思います。

現況及び調整内容でございますが、国民健康保険事業に関することでございますけれども、健康診査事業については現況の概要が53ページにございますのでご覧いただきたいと思います。人間ドック、脳ドック事業の実施状況でございます。助成金額を初め、受診するための指定医療機関、それから対象者の範囲につきましてはご覧のように差異がございます。受診の取扱いにおいても、年度内に人間ドックと脳ドックのいずれか一方の受診、年度内に両方の受診ができるということでこれも差異がありまして、統一する必要がございます。

50ページに戻っていただきまして、調整の具体的内容でございますが、先ほどの提案のとおりでございます。助成の金額は費用の7割、上限を3万円とするものなど、以下、提案記載のとおりですので、説明は省略いたします。

次の医療費通知事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

51ページの国民健康保険運営協議会に関することでございますが、現況は記載のとおりになってございます。調整内容は、委員の定数については12名といたしまして、新町において選任するものでございます。

次の国保高額療養費支給事務に関することから52ページの出産、葬祭の給付に関することにつきましては、現況に記載のとおり差異がございませんので、調整の具体的内容は、いずれも現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。説明は省略させていただきたいと思います。

52ページ、高額療養費貸付事業につきましては、現況に記載のとおり若干差異がございますことから、調整内容は、現行制度を基本として調整するものでございますが、貸付限度額につきましては馬頭町の例により統一するものでございます。

以上でございます。

議長(川崎和郎君) 事務局から説明がありました。内容につきましてご意見、ご質疑がございましたらお願いいたします。

(「なし」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) 質疑がないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについては、原案のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) 異議なしと認めます。

協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第26号 介護保険事業の取扱いについて、事務局から内容の説明を求めます。

事務局長(齋藤裕一君) 介護保険事業の取扱いについて提案して説明をいたします。

資料の54ページをお開きいただきたいと思います。

協議第26号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目21)

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1、介護保険事業計画については、合併時までに策定するものとする。
- 2、第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新町において次期介護保険事業計画の策定の中で調整し、平成18年度から統一するものとする。
- 3、介護保険料の普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から国民健康保険税の例によるものとする。
- 4、介護保険料の減免については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から現行制度を基本に統一するものとする。
- 5、保険給付、社会福祉法人等による利用者負担の減額制度及び高額介護サービス事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

55ページをご覧いただきたいと思います。

現況と調整内容でございますが、介護保険事業計画につきましては、2町にそれぞれ第2期計画がございますが、合併時までに新町の第2期介護保険事業計画を策定するものでございます。

介護保険料につきましては、第1号被保険者の保険料について、現況に記載のとおり差異がございますので、調整の具体的内容は、第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の策定の中で調整し、平成18年度から統一するものでございます。

56ページをお開きいただきたいと思います。

普通徴収に係る納期でございますが、ご覧のとおり差異がございますので、合併年度は現行のとおりといたしまして、翌年度からは国民健康保険税の例によるもの、8期となりますが、この例によるということで8期とするものでございます。

保険料の減免については、現況に記載のとおり差異がございますので、合併年度は現行のとおりとしまして、翌年度から現行制度を基本に統一するものでございます。

57ページの保険給付から58ページの高額介護サービス事業につきましては、いずれも2町に差異がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 事務局から説明が終わりました。内容につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第26号 介護保険事業の取扱いについては、原案のとおりとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第26号 介護保険事業の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第27号 電算システムの取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 電算システムの取扱いについて提案し、説明いたします。

資料の59ページをお開きいただきたいと思います。

協議第27号 電算システムの取扱いについて（協定項目24）

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

住民サービスや学校教育、行政効率の低下を招かないように電算システムの統廃合を図るものとする。

資料の60ページをご覧いただきたいと思います。

調整方針の次に基本的な考え方を載せてございますので、ご覧いただきたいと思います。

- 1、住民サービスや学校教育、行政効率の低下を招かないように十分な配慮をするものとする。
- 2、既存の電算システムを極力活用するなどコストの削減に努めるものとする。
- 3、独立した電算システムを除き、必要に応じシステム間や事務所間のネットワーク化を図るものとする。

4、電子情報のセキュリティー対策を十分に講じるものとする。

以上のような考え方に基つきまして、システムごとに調整がなされたものでございます。

1の電算システムでございますが、区分、左側の区分ですが、住民サービスや学校教育にかかわる電算システムが62ページまで全部で29システム、それから行政の効率にかかわる電算システムが63ページの10システムでございます。システムごとの調整の方針の文言を説明いたしまして、個々の電算システム説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

まず、統合でございますが、統合とは2町の現行のシステムを一方の現行のシステムに統合するものでございます。合併時に統合するものとしたしましては住民基本台帳ネットワークシステムなど6システム、それから合併時までには統合するものとしたしましては財務会計関係システムなど2つ、合併後に統合するものとしたしましては国保データベースシステムなど2つでございます。

次に、新町に引き継ぐというのですが、これは現在のシステムをそのまま引き継ぐもので、再構築、統合の必要がないものでございます。新町に引き継ぐものとしたしましては公的個人認証システムなど5つのシステムでございます。

次に、再編でございますが、これは2町の現行のシステムをそのままでは統合できない場合、それから統合ができてほかのシステムと連動していることからバージョンアップを含めて再構築をする必要がある場合、また1町にあるシステムを拡張する場合に再構築をする必要がある、そういった場合、併せてセキュリティーを高めることなどからシステムの再構築をして統合するものでございますけれども、これは、合併時に再編するものとしては印鑑管理システムなど20、それから合併後に再編するものにつきましては図書館蔵書管理システムなど3システムでございます。

廃止でございますが、これは現行のシステムを事務の整理・統合・終了などにより必要がなくなることにより廃止するものでございます。廃止するものとしたしましては国保連給付費請求システム1つでございます。

64ページをお開きいただきたいと思います。

電子情報のセキュリティーでございますが、まず資料の訂正をお願いしたいと思います。調整方針の中で「合併後に再編」とございますが、これを「合併時に再編」とご訂正をお願いしたいと思います。

それでは説明いたします。

電子情報のセキュリティーにつきましては、電子情報及びシステムの保護についての指針、基準について合併時に再編するものでございます。

3はパソコンの設置状況でございます。

65ページは、合併前と合併後のネットワークを図示したものでございます。合併前はインターネット、それから国と結んである総合ネットワーク、これをL G W A Nと言いますが、2町それぞれ接続をしております。合併後はその2つの接続がそれぞれ一つに統合されまして、また本庁舎と支所をここではL 3 H U Bという機器を介して光ケーブルで結ぶという形で図示してございますが、このような形になるものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 事務局の説明が終わりました。この件に関しまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

矢内委員。

委員（矢内 修君） 馬頭町の矢内でございます。

この電子セキュリティーの取扱いについて、60ページの調整の方針、基本的な考え方に異存はございません。ただ、この4の中で電子情報のセキュリティー対策を十分に講じるものとして、この両町の住基ネットワークシステム等が馬頭町に集約をしますので、個人情報のセキュリティーシステム、しっかりした漏洩防止対策というんですか、チェックシステムのマニュアル化を構築すべきではないかと。その観点から64ページのこの調整の具体的内容、これを速やかに対策として明確にして情報の保持に努めてほしいと、こう思います。

議長（川崎和郎君） 今の質問に対して事務局で何か考え方はありますか、具体的な。質問というよりも要望かと思いますが。

企画部会長（薄井 裕君） ただいまの矢内委員さんのご質問でございますが、電子情報のセキュリティーにつきましては、両町とも現在情報セキュリティー対策指針、いわゆるセキュリティーポリシーですか、それを策定してしまして、既に職員に周知徹底を図っているところでございます。これにつきましては、情報が漏れるということは絶対にあってはならないということですので、合併時までにはこの指針等についても新たに指針をつくっていくというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

委員（矢内 修君） はい。

議長（川崎和郎君） ほかにご質問ございませんか。

福島委員。

委員（福島泰夫君） 私もさっき手を挙げたのは矢内委員と関連の質問だったんですけども、この住基ネットワークシステム、住基カードの発行枚数も極めて少ないし、利用頻度も少ないかと思われませんが、合併時に統合するというので、この住基カードを使える端末機、こ

れも馬頭の本庁舎1カ所しか使えないのか、あるいは総合支所の現在の小川町役場でもその端末機は使えるのか、その辺をお伺いいたします。

議長（川崎和郎君） 今の質問に対して事務局でお願いします。

企画部会長（薄井 裕君） お答えします。

今の住基カードの端末機につきましては、両町設置するというような構想でございます。

議長（川崎和郎君） よろしいですか。

委員（矢内 修君） はい。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第27号 電子システムの取扱いについては、提案のとおり異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

協議第27号 電算システムの取扱いについては異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第28号 広報広聴関係事業について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 広報広聴関係事業について提案し、説明いたします。

資料の66ページをお開きいただきたいと思います。

協議第28号 広報広聴関係事業について（協定項目25 - 2）

広報広聴関係事業について、次のとおり提案する。

1、広報事業については、次のとおりとする。

（1）広報は、毎月1回、10日に発行するものとする。

（2）公式ホームページは、合併時に開設するものとする。

2、広聴事業については、新町において調整するものとする。

3、町勢要覧の作成については、新町において調整するものとする。

67ページをご覧いただきたいと思います。

現況と調整内容でございますが、広報事業に関することの広報紙につきましては、現況のとおり差異がございますが、調整内容は、毎月1回、10日発行とするものでございます。

ホームページにつきましては、現況記載のとおりでございます。調整内容は、ホームページについては、合併時に開設するものでございます。

次の広聴事業に関すること、また68ページのその他、町勢要覧については、現況に記載のように若干差異もございますし、新首長の意向もございしますので、新町において調整をするも

のでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 事務局から説明が終わりました。この件に関し何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りいたします。

協議第28号 広報広聴関係事業については、原案のとおりとすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

協議第28号 広報広聴関係事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がなされました。ありがとうございました。

ここで、2時半まで休憩にいたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（川崎和郎君） それでは、再開をいたします。

協議第29号 保健予防事業について、事務局から内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 保健予防事業について提案し、説明いたします。

会議資料その2の69ページをお開きいただきたいと思います。

協議第29号 保健予防事業について（協定項目25 - 6）

保健予防事業について、次のとおり提案する。

1、母子保健事業については、次のとおりとする。

（1）母子保健計画については、合併後、速やかに策定するものとする。

（2）乳幼児健康診査（相談）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、事業内容は合併時まで調整するものとする。

（3）乳幼児健康診査精密検査、妊産婦医療費助成及び妊婦超音波検査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（4）妊産婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、妊婦一般健康診査受診票の交付回数は妊娠前期2回、妊娠後期2回とするものとする。

（5）育児等健康支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。

2、老人保健事業については、次のとおりとする。

- (1) 健康教育及び健康相談については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。なお、定期健康相談については、小川町の例によるものとする。
- (2) 健康診査（検診）事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
- (3) 事業所検診については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、町の一部負担は合併時に廃止するものとする。
- (4) 腹部超音波検査については、合併時に廃止するものとする。
- (5) 機能訓練事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

3、歯科保健事業については、次のとおりとする。

- (1) 幼児フッ素塗布事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 歯周疾患検診については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。

4、予防接種事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、自己負担は小川町の例によるものとする。なお、実施方法は合併時まで調整するものとする。

5、結核予防事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

6、健康福祉まつりについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

7、在宅当番医制については、合併時まで調整するものとする。

70ページをご覧くださいと思います。

現況と調整内容でございますが、母子保健計画につきましては、現況に記載のように2町にそれぞれありますが、この計画を一本化するという事で、調整の具体的内容は、合併後速やかに策定するものでございます。

乳幼児健康診査（相談）は、現況に記載のとおり若干差異がございますので、調整内容は、現行のとおり新町に引き継ぎまして、事業内容は合併時まで調整するものでございます。

72ページに移りまして、乳幼児健康診査精密健康診査につきましては、記載のとおり差異がありませんので、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。これ以降の事務事業につきましては、2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐもの及び2町の実施内容に多少差異がありましても基本的な部分が現行のとおり新町に引き継ぐものにつきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

73ページの育児等健康支援事業につきましては、現況のとおり馬頭町のみ実施しておりますが、調整内容は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例により実施するもの

でございます。

74ページに移りまして、健康教育の集団指導、個別指導につきましては、現況に記載のとおり事業の内容等に差異がございます。現行のとおり新町に引き継ぎまして、翌年度から事業内容、自己負担の有無も含めて統一するものでございます。

75ページの老人保健事業の定期健康相談につきましては、小川町のみで実施しておりますが、調整内容は、小川町の例によるものでございます。

76ページに移ります。基本健康診査以降各種検診につきましては、検診等の自己負担につきまして、集団で検診するものにつきましては無料に、また施設健診、病院等で個別に検診を受けるものでございますが、これにつきましては有料に統一してございます。個別の事業につきましては、このことに関する説明は省略をさせていただきたいと思っております。なお、これによりまして集団健診につきましては、小川町は現行のとおり、馬頭町については自己負担が無料となる方向での調整となっております。これに伴う新たな財政負担は約300万円となると試算しております。

76ページの基本健康診査の施設健診につきましては、現況のとおり馬頭町のみ実施しております。合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本として調整するものでございます。

78ページに移りまして、前立腺がん検診でございますが、記載のとおり馬頭町のみで実施しているものでございます。調整内容は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものでございます。なお、集団健診でございますので自己負担は無料とするものでございます。

80ページに飛びます。骨粗しょう症検診につきましては、小川町のみ実施しているものでございまして、調整内容は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものでございます。なお、対象者は40歳、50歳の女性とするものでございます。

81ページの若年層健診につきましては、現況に記載のとおり差異がございます。調整の内容は、合併年度は現行のとおりといたしまして、翌年度からは対象者を20歳から39歳までの者に統一しまして、これも集団健診でございますので自己負担は無料とするものでございます。

次の事業所検診につきましては、馬頭町で実施しておりますが、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。ただし、町の一部負担は合併時に廃止するものでございます。

その他の検診では、腹部超音波検査がございますが、これにつきましては、集団健診などの結果、何らかの疑いがあった場合の二次的検診の性格が強いこともございまして、合併時に廃止するものでございます。

82ページに移りまして機能訓練事業でございますが、記載のとおり小川町で実施している

ものでございます。調整内容は、合併時は現行のとおり新町に引き継ぎまして、合併後速やかに調整するものでございます。

83ページの歯周疾患検診につきましては、現況に記載のとおり差異がございますので、合併年度は現行のとおりといたしまして、翌年度から対象者を40歳、50歳、60歳、70歳の希望者に統一しまして、自己負担を1,300円とし、なお、70歳は無料とするものでございます。

86ページに移ります。健康福祉まつりにつきましては、馬頭町で実施しておりますが、現行のとおり新町に引き継ぎまして、合併後速やかに調整するものでございます。

在宅当番医制は記載のとおり2町で実施しておりますが、医師会との調整もございましたので合併時まで調整するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありました。内容につきましてご意見、ご質疑がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、お諮りいたします。

協議第29号 保健予防事業については、原案のとおりとすることでご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第29号 保健予防事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第30号 障害者福祉事業について、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 障害者福祉事業について提案し、説明いたします。

資料の87ページをお開きいただきたいと思います。

協議第30号 障害者福祉事業について（協定項目25 - 7）

障害者福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1、障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定するものとする。
- 2、特定疾患福祉手当等については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
- 3、国または県が定める制度に基づき実施しているものについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4、障害者福祉作業所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

88ページをお開きいただきたいと思います。

現況及び調整内容でございますが、障害者福祉計画につきましては、小川町で計画策定の予定となっておりますが、合併後速やかに新町において策定するものでございます。

89ページの特定疾患福祉手当等につきましては、現況に記載のとおり見舞金、手当などの差異がございますので、合併年度は現行のとおりとしまして、翌年度から見舞金として3月、9月に支給すると統一するものでございます。

身体障害者補装具の交付及び修理から95ページの障害福祉作業所までは、2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐもの、または統一を要しないことから現行のとおり新町に引き継ぐものでございますので、現況及び調整内容の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありました。内容につきましてご意見、ご質疑がございましたらお願いいたします。

福島委員。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島です。

ただいまの88ページの障害者福祉計画についてですけれども、馬頭町では未策定、小川町では平成16年3月策定、私もこの策定の一部かかわった経緯がございまして、合併後速やかに策定するものとする、ここには小川町で策定したもの、これもたたき台として利用される、あるいは検討される、そういう意味を含んでの速やかに策定するという意味かどうかお伺いいたします。

議長（川崎和郎君） 事務局で説明してください。

保健福祉部会長（大森一良君） 保健福祉部会長の太森でございます。

ただいまの福島委員の質問のとおり、参考にしまして作成されるものでございます。

議長（川崎和郎君） よろしいですか。

委員（福島泰夫君） はい。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第30号 障害者福祉事業については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） 協議第30号 障害者福祉事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第31号 高齢者福祉事業について説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 高齢者福祉事業について提案し、説明申し上げます。
資料の96ページをお開きいただきたいと思います。

協議第31号 高齢者福祉事業について（協定項目25 - 8）

高齢者福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1、高齢者保健福祉計画については、合併時まで策定するものとする。
- 2、国または県が定める制度に基づき実施しているものについては、次のとおりとする。
（1）2町に差異のないものについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
（2）2町に差異のあるものについては、次のとおりとする。

生きがい活動通所支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、家族介護用品支給事業及び生活支援ホームヘルプ事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。

軽度生活援助事業、老人日常生活用具給付等事業及び生活管理指導短期宿泊事業については、合併時に統一するものとする。

- 3、在宅高齢者等介護手当給付事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
- 4、敬老会助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、実施主体等は、合併後、速やかに調整するものとする。
- 5、敬老祝金については、馬頭町の例によるものとする。
- 6、100歳到達者祝詞事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。
- 7、老人憩いの家については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

97ページをご覧くださいと思います。

現況及び調整内容でございますけれども、高齢者保健福祉計画につきましては、現況のとおり2町にございますが、合併時まで策定するものでございます。

98ページに移りまして、生きがい活動通所支援事業につきましては、馬頭町のみの事業でございます。この事業は現行のとおり新町に引き継ぐもので、合併後速やかに調整するものでございます。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業につきましては、現況に記載のとおり馬頭町で実施している事業ですが、合併年度は現行のとおりとし、翌年度からは馬頭町の例を基本とし、調整するものでございます。

99ページの軽度生活援助事業につきましては、記載のとおり小川町で実施しているもので

すが、調整内容は、小川町の例によるものでございます。

家族介護用品支給事業につきましては、現況に記載のとおり差異がございますので、調整内容は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から寝たきり老人等介護手当支給事業の支給該当者で、常時紙おむつ使用者に月額5,000円を支給するものでございます。対象者を明確にして支給額を統一するものでございます。

100ページの家族介護慰労事業から106ページまでの事務事業のうち、2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐもの、または統一を要しないことから現行のとおり新町に引き継ぐものにつきましては、現況及び調整の内容の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

次は102ページになります。生活支援ホームヘルプ事業につきましては、記載のとおり若干差異がございますので、合併時は現行のとおりとし、翌年度から実施方法は委託、利用者負担金は1時間当たり250円とするものでございます。実施方法、負担金、それぞれ統一するものでございます。

老人日常生活用具給付等事業につきましては、現況に記載のように差異がございますので、調整内容は、馬頭町の例により統一するものでございます。

103ページの生活管理指導短期宿泊事業につきましては、現況のとおり馬頭町のみのものでございます。調整内容は、馬頭町の例によるものでございます。

次は104ページに移りますが、在宅高齢者等介護手当給付事業につきましては差異がございますので、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から支給要件及び支給額を馬頭町の例により統一するものでございます。

105ページの敬老会助成事業につきましては、現況のように2町でそれぞれ実施しております。現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、相違のある実施主体等につきましては、合併後速やかに調整するものでございます。

次の敬老祝金につきましては、現況に記載のとおり差異がございますので、馬頭町の例によるものと統一いたしまして、年齢の節目に支給するものでございます。

106ページになります。100歳到達者祝詞事業につきましては、記載のとおり差異がございます。合併年度は現行のとおりとしまして、翌年度から馬頭町の例により統一するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありました。内容についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第31号 高齢者福祉事業については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

協議第31号 高齢者福祉事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第32号 児童福祉事業について、事務局から提案の説明を求めます。

事務局長(齋藤裕一君) 児童福祉事業について提案し、説明を申し上げます。

資料の107ページをお開きいただきたいと思います。

協議第32号 児童福祉事業について(協定項目25-9)

児童福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1、市町村行動計画については、合併時までに新町行動計画を策定するものとする。
- 2、児童手当、遺児手当及び乳幼児医療費助成については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3、ひとり親家庭医療費助成は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、所得制限は小川町の例によるものとする。
- 4、児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5、放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開設時間・利用料等は合併後、速やかに調整するものとする。

108ページをご覧くださいと思います。

現況、調整の内容でございますけれども、市町村行動計画、地域における子育て支援等を促進するための計画でございますが、現況のとおりとなっております。これにつきましては、合併時までに策定するものでございます。

次の児童手当につきましては、2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。これ以降、2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐもの、それから統一を要しないもので現行のとおり新町に引き継ぐものにつきましては、説明を省略させていただきます。

109ページのひとり親家庭医療費助成につきましては、現況記載のとおり所得制限に差異がございますので、調整内容は、現行のとおり引き継ぐものとし、なお、所得の制限は小川町の例により統一するものでございます。児童手当の支給制限と均衡を図ったものでございます。

110ページに移ります。放課後児童対策事業でございますが、現況のとおり利用料などに差異がございます。これにつきましては、現行のとおり引き継ぎまして、差異のある開設時間、利用料等を合併後速やかに調整するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありました。内容につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

小峰委員。

委員（小峰直人君） 馬頭町の小峰です。

児童手当なんですけれども、今少子化の時代ですので、第三子、3人目ぐらいからは出産祝金の贈呈なんかしていただけたらどうかなと思うんですけれども。

議長（川崎和郎君） 事務局で考えがありましたら。第三子の祝金のことだと思いますが、そういうことですね。

保健福祉部会長（大森一良君） 今のご質問でございますが、現在幹事会等でも検討してございましたが、その中でも祝金の内容については検討されてございません。現在は調整がなされていないということです。

それと、条例規則等の制度がございませんので、現在は対象として調整はなされておりました。

議長（川崎和郎君） どうぞ。

副会長（渡辺良治君） 祝金等については、これはまさに新しい町の施策に関係するものですから、合併協議会でそういう施策についてやるべきだとか、やらないべきだとかという判断はできないのだろうと。そういうことから恐らく専門部会でもこれには触れなかったということになります。

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

委員（小峰直人君） はい。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第32号 児童福祉事業については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、協議第32号 児童福祉事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がなされました。

続いて、協議第33号 保育事業について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 保育事業について提案し、説明いたします。

資料の111ページをお開きいただきたいと思います。

協議第33号 保育事業について（協定項目25 - 10）

保育事業について、次のとおり提案する。

- 1、町立保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2、保育時間及び休日については、馬頭町の例によるものとし、時間外保育は地域の状況等を考慮し調整するものとする。
- 3、保育料については、2町の平均的な保育料を基準とし、合併後4年間で段階的に統一するものとする。
- 4、延長保育については、馬頭町の例を基本とし、地域の状況等を考慮し調整するものとする。
- 5、乳児保育については、馬頭町の例によるものとする。
- 6、一時保育については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、対象児童、保育時間及び保育料は馬頭町の例によるものとする。
- 7、第三子以降保育料免除事業及び児童送迎用自動車については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

112ページをご覧いただきたいと思います。

現況及び調整内容でございますが、保育所は現況に記載のとおりでございます。この保育所を現行のとおり引き継ぐものでございます。

保育時間及び休日は、現況に記載のとおり保育時間等に若干差異がございますので、馬頭町の例により統一するものとしたしまして、時間外保育は地域の状況等を考慮して調整するものでございます。

保育料につきましては差異がございますので、2町の平均的な保育料を基準といたしまして、合併後4年間で段階的に統一するものでございます。

115ページをご覧いただきたいと思います。

保育料の基準額比較表でございます。表の一番右側が階層になっておりまして、その左側が2町の平均的な保育料を基準とした調整保育料でございます。2町の現行基準額と調整保育料との差額が、それぞれの町の調整差額として出ております。その差額を4年間で調整するもので、急激な変化がないように4年間で段階的に統一していくものでございます。

116ページをご覧いただきたいと思います。

保育料の基準額比較、段階的統一のイメージ図でございます。先ほどの調整差額を合併の翌年度、平成18年4月から2年度ごとに3回に分けて原則として3分の1ずつ調整し、合併後4年間で統一するという考え方でございます。現行基準額Aというのは調整保育料より上回っている現行の基準額でございます。現行基準額Bというのは調整保育料より下回っている現行の基準額を指しております。

113ページに戻っていただきまして、延長保育につきましては、馬頭町のみで実施しておりますので、馬頭町の例を基本といたしまして地域の状況等を考慮しながら調整するものです。

乳児保育につきましては、馬頭町のみで実施しておりますので、調整内容は、馬頭町の例によるものでございます。

一時保育につきましては、記載のとおり対象児童や保育時間等に差異がございますので、現行のとおり新町に引き継ぎますが、対象児童、保育時間及び保育料は馬頭町の例により統一するものでございます。

114ページに移ります。第三子以降保育料免除事業でございますが、2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

児童送迎用自動車につきましては馬頭町で実施しておりますけれども、現行のとおり引き継ぐものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありました。この件に関しまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

高瀬委員。

委員（高瀬 了君） 小川町の高瀬であります。

調整保育料についてひとつ伺いたいんですが、この表にございますように小川町と馬頭町の保育料に差異があるのでこれを4年間において調整をすると、それは納得できるんですが、そうしますと、先ほど我々の中での話の中で聞きますと、いろいろ保育の事業の質といいますかそういうのもあったり、もろもろのものがあって画一的な、もちろん同じ町ではありませんから画一的ではありませんけれども、小川町と馬頭町との差がこういうふうにできているんだと。例えばもう終わってしまったけれども、烏山町なんかは非常に高額だったと、そういったときにはこれ段階的に調整保育料になってそれでいいと思うんですが、そういった場合、小川町で仮に質の方が落ちていたとすれば、そういった面で馬頭町さん並みのところまで順次、金額と同じようにやはりレベルが上がっていくのかどうか、そういう考えがあるのかどうか。

あるいはまたそうでないとなれば、段階的に下げていったものが3,000円がちょうど2,000円に4年後になるといった場合の基準が、上がり下がりというのは均一に……、均一でなくて同じ率で上がり下がりができるんだけれども、しかしやっぱり何ていうんですか、でき得ればこういった最終的な調整案に沿ったものではなくて、3,000円が2,500円にとどまるのであれば、できれば下方に設定してもらえればありがたいなと。それでなかったら、やはり我々の方のそういう点で劣っているとすれば馬頭町さん並みのレベルに引き上げてもらえると、そんなようなお考えがあるのかどうか伺います。

議長（川崎和郎君） これにつきましては、かなり調整の上で非常に各担当の方でいろいろ協議がされたような経過がございますので、事務局の方から今の高瀬委員の質問に対して答えてください。

事務局長（齋藤裕一君） ただいまのご質問ですが、説明不足なところがございますので私の方から先にお答え申し上げて、もし不足がありましたら担当の部会長の方からということでお願いしたいと思います。

基本的に同一の負担、同一のサービスという形になりますので、新町におきましては当然全く同じ形でサービスが行われ、それと同じ負担でなるというのが大原則ですから、もしそういったところに質の差がございますれば、それは同等になってくるものというふうに考えております。

それから、今回の調整に関してですが、基本的な考え方といたしましては、保育料に关しましてもご存じかと思えますけれども、大きな変換点がございますして国庫補助削減がございます。それが交付税に変わってくると、交付税の算入という形で変わってくるということで、実質的に国の負担が減少して一般財源でそれを対応しなければならないという状況に現在なりつつあるわけです。このような状況にありまして、原則的に考えたときに2町の現行の保育料、これとほぼ同等の収入を新町においても、新しい町においても確保したいという、これを念頭に調整したものでございます。これがベストかということ、何がベストかということ自体が難しゅうございますので、これにつきましては、とにかく段階的に調整して急激な負担増がないようにと配慮した結果こういう形になったものでございますので、どうかこの辺のところはご理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 高瀬委員。

委員（高瀬 了君） 分かりましたですが、やはり地域的な問題、例えばバスの運行で送り迎え、当然それはそれなりの各自負担とかいろいろありましようけれども、やはり今言ったような同一金額で同一のサービスを図られるということ、これだけは十分念頭に置いてひとつ検討していただきたいなど、このように思います。ありがとうございました。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第33号 保育事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

では、そのような形で確認をさせていただきます。

続きまして、協議第34号 その他の福祉事業について、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） その他の福祉事業について提案し、説明いたします。

資料の117ページをお開きいただきたいと思います。

協議第34号 その他の福祉事業について（協定項目25 - 11）

その他の福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1、追悼式については、合併後、新町において調整するものとする。
- 2、災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3、災害見舞金については、馬頭町の例によるものとする。ただし、浸水は住家の床上浸水に限るものとする。

118ページをお開きいただきたいと思います。

現況及び調整の具体的内容でございますが、追悼式につきましては、実施主体等に差異がございますので、合併後に新町において調整するものでございます。

次の災害弔慰金につきましては、2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

119ページの災害見舞金につきましては、現況記載のとおり差異がありますので、馬頭町の例により統一するものでございます。なお、浸水につきましては住家の床上浸水に限るものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 説明が終わりましたので、内容につきましてご意見、ご質疑がございましたらお願いいたします。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第34号 その他の福祉事業については、提案のとおりとすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

協議第34号 その他の福祉事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がされました。

続いて、協議第35号 環境対策事業について、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 環境対策事業について提案し、説明いたします。

資料の120ページをお開きいただきたいと思います。

協議第35号 環境対策事業について（協定項目25 - 12）

環境対策事業について、次のとおり提案する。

- 1、環境監視員制度については、合併時に統一するものとする。
- 2、生活用水確保対策事業補助制度については、馬頭町の例によるものとする。
- 3、土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4、畜犬の登録及び狂犬病予防、墓地・納骨堂及び火葬場、大気汚染、水質汚濁、環境消毒事業及び公営墓地に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5、ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - （1）ごみの排出方法、ごみの分別種類、ごみの収集回数及びごみ処理手数料等については、合併時まで調整し、統一するものとする。
 - （2）ごみの収集方法については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6、ごみの資源化対策の補助については、馬頭町の例によるものとする。
- 7、ポイ捨て等防止については、小川町の例によるものとする。
- 8、一般廃棄物処理業の許可については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

121ページをご覧ください。

現況及び調整内容でございますが、環境監視員制度に関することでございますが、現況に記載のとおり差異がございますので、この制度につきましては合併時に統一するものでございます。

生活用水確保対策事業補助制度に関することにつきましては馬頭町で実施しておりますけれども、調整内容は、馬頭町の例によるものでございます。

122ページをお開きください。

土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する事、ここから124ページの公営墓地に関する事までにつきまして、2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐもの、また統一を要しないもので現行のとおり新町に引き継ぐものでございますので、これにつきましては説明を省略させていただきたいと思います。

125ページをご覧ください。

ごみ処理事業のごみの排出方法及び126ページのごみの分別種類につきましては、記載のとおり大きな差異はございませんので基本的に現行のとおりでございますが、小川町が実施していないものについては馬頭町の例により統一するものでございます。なお、これ以降、2町に

差異がないので現行のとおりとするものにつきましては説明を省略させていただきます。

126ページのごみの収集回数については、差異のある可燃ごみ、粗大ごみについては、小川町の例により収集回数を統一するほかは現行のとおりでございます。

127ページに移りまして、ごみ処理手数料でございますが、ご覧のとおり差異がございます。調整内容は、粗大ごみについては馬頭町の例により統一するものでございます。

コンテナにつきましては、一般の商店等から購入した方が価格が安いために町の斡旋は合併時に廃止するものでございます。

一般廃棄物第1号、これは通常の定期回収のごみでございますが、馬頭町の例を基本として合併時まで調整するものでございます。以上のほかは現行のとおりでございます。

128ページをお開きいただきたいと思います。

ごみの資源化対策の補助に関することでございますが、現況に記載のとおり差異がございます。馬頭町の例により統一するものでございます。

ポイ捨て等防止に関することにつきましては、条例化をしている小川町の例によるものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第35号 環境対策事業については、提案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ご異議なしと認めます。

協議第35号 環境対策事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第36号 その他の事業について、事務局から提案の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） その他の事業について提案し、説明いたします。

資料の129ページをお開きいただきたいと思います。

協議第36号 その他の事業について（協定項目25 - 19）

その他の事業について、次のとおり提案する。

- 1、情報公開制度については、小川町の例を基本とし、合併時に条例を制定し、実施するものとする。
- 2、投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

- 3、新町の振興計画については、新町建設計画に基づき、合併後1年を目標に策定するものとする。
 - 4、過疎地域自立促進計画については、新町に引き継ぐものとし、合併後1年を目標に新たに策定するものとする。
 - 5、土地利用計画については、合併後1年を目標に国土利用計画及び土地利用調整基本計画を策定するものとする。
 - 6、指定金融機関等については、原則として現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整するものとする。
 - 7、斎場及び霊柩車使用に関する助成金交付制度については、小川町の例によるものとする。
- 130ページをご覧くださいと思います。

現況及び調整の内容でございますが、情報公開制度につきましては、記載のとおり小川町で実施しておりますので、小川町の例を基本とし合併時に条例を制定して実施するものでございます。

投票区につきましては、現況に記載のとおりでございますので、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

131ページの振興計画につきましては、現況に記載のとおり2町にそれぞれ計画がございまして、新町において策定する必要があるため、新町建設計画に基づきまして合併後1年を目標に策定するものでございます。

過疎地域自立促進計画につきましては、現況に記載の現在の計画を新町に引き継ぎまして、合併後1年を目標に新たに策定するものでございます。

土地利用計画でございますが、現況のとおり2町に計画がございましてけれども、新町において合併後1年を目標に国土利用計画及び土地利用調整基本計画を策定するものでございます。

指定金融機関等につきましては、現況は記載のとおりでございます。原則として現行の金融機関を基本として、合併時までに調整するものでございます。

132ページをお開きいただきたいと思います。

斎場及び霊柩車使用に関する助成金交付制度につきましては、現在小川町で実施しているものでございます。小川町の例により統一するものでございます。これによりまして、新たな財政負担は平成15年度ベースで試算いたしますとすると、斎場及び霊柩車使用を合わせて約370万円でございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。内容につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 (川崎和郎君) ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第36号 その他の事業については、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 (川崎和郎君) ありがとうございます。

協議第36号 その他の事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がなされました。ありがとうございました。

各位皆様のご協力によりまして、事務局が用意いたしました協議事項につきましてはすべて終了をいたしました。

その他に入ります。事務局から内容の説明を求めます。

事務局長 (齋藤裕一君) その他でございますが、133ページをご覧いただきたいと思いません。

馬頭町・小川町合併協議会の議員の定数及び任期等検討委員会設置要領でございますけれども、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、第1回協議会におきまして協議いただいたところです。その結果に基づきまして、規約第18条の委任規定を抛り所といたしまして議会の議員の定数及び任期等検討委員会という名称で最低限必要とされる事項を定めたものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思えます。

検討委員会の委員名簿でございます。12月3日に開催されました第1回の検討委員会におきまして、委員長に馬頭町の矢内修委員、副委員長に小川町の福島泰夫委員がそれぞれ選任されましたので併せて報告をいたします。

以上でございます。

議長 (川崎和郎君) 事務局からの説明がありましたが、内容について何かご質問ございますか。

福島委員。

委員 (福島泰夫君) ただいま局長の方からご紹介ありましたけれども、私ども小委員会の委員として話し合いをさせていただいています。その中で、関連づけて問題になることなんですけれども、馬頭町・小川町の合併、この合併の期日が平成18年1月1日を目標とする。目標とするということはまだ流動的であるという含みを持っているかと思えますけれども、この議員の定数あるいは任期、これを検討する上でどうしても議会のご理解もいただかないと決まらない、こういう面もございます。そこで、1月1日を目標、これが現在までこの協議、順調に進んでいるように私は感じるわけでございますが、1月1日目標というのがもっと早くなる

可能性はないのか、あるいはかなりの可能性で早くなるのであればそれを執行部の方からお聞かせ願いたいと思ったわけでございます。

議長（川崎和郎君） 分かりました。

ちょっと休憩をさせていただきます。

午後 3時20分 休憩

午後 3時21分 再開

議長（川崎和郎君） それでは、再開をしまして、一応執行部としての考え方ですけれども、皆様のご協力で大変協議が順調に進んでおります。そういう経過からいたしまして、ここ事務局とも十分まだ調整をしながら、できますればそういう今お話ありましたように1月1日を待たずして10月なら10月1日というふうなことにできればいいなど。年末、新年と1月以降になりますと非常に事務作業が執行部側も議会側もいろいろ煩雑なこともありましようから、そういうふうな意味では早められれば10月1日くらいというふうな考え方がないわけではないんですが、まだ十分な協議が現時点ではなされていないというふうなお答えをしておいた方がよろしいですかね、ちょっと副会長の意見も。

副会長（渡辺良治君） ふられましたけれども、淡々と行政事務的に言わせてもらえば、まず10月だというと9月でもって前半期が終わります。したがって、そういう経理的な面もしやすい。それから、10月1日だというと11月半ばには新しい町の首長が決まる。それで、新しい町の18年度の予算編成が10月1日から徐々に始まって、新しい首長の査定を受けながら翌年の3月の予算議会に提案できると。3月議会では在任特例を使うとすれば現議員さんで予算を議決していただいて、4月に入ったら議員の選挙をやってということになるということ4月いっぱい。ということから言えば10月1日というのはまあ行政事務的にはいいのではなかろうかとは思いますが、それまでに事務局で合併時まで調整する、合併時まで云々という項目が相当項目ありますから、その辺の事務量と今の事務局の陣容からいって可能かどうかというのはもう少し事務局に検討させないというと、今ここで10月1日と言えないし、かといって一方では早く予定期日が決まらないと在任特例の議論がなかなかできないということもありますから、できるだけ早く事務局にそのような事務量等の関係でできるかどうかというのを検討させたいと思います。そういうことでいいですか。

議長（川崎和郎君） そのようなことなものですから、もうしばらく時間をいただければと思います。よろしいでしょうか。

高瀬委員。

委員（高瀬 了君） 小川町の高瀬です。

補足しますけれども、先ほどある執行部の方から、議員の方の決定をなるべく早目にしてい

ただきたいというような陰の方で声も聞いたものですから。それにはやはり今言ったような事柄をしないと、特に任期についてはなかなか異論があってというようなことがありますので、でき得ればいろいろなものを考える時間もありましようけれども、できたら次回の協議会ころには決定をしてもらえればありがたいと、このように思います。

議長（川崎和郎君） 今、高瀬委員さんの次回の協議会までにとのことですけれども、今事務局の方でもちょっと次回に明確にできるかどうかまだ不確実な要素があると、こういうことですので、極力そういうふうに努めますけれども、今回は1月6日でしたか……、ちょっと休憩します。

午後 3時26分 休憩

午後 3時27分 再開

議長（川崎和郎君） 再開します。

いずれにしてももうちょっと時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員（高瀬 了君） はい。

議長（川崎和郎君） どうぞ。

委員（小峰直人君） 馬頭町の小峰です。

今、話を聞いていますと1月1日以降にはならないような感じですよ、今の話を聞いてみますと。ということは、小川町の議員さんが1月が期日になろうが、10月1日であろうが、例えば、4月末までと決めていただければ在任が4カ月になるか6カ月になるのかの違いだけで、例えば4月末までと決めていただければ、それで今確定していなくても決められるのではないかと思うので、その辺で調整していただければと思います。

議長（川崎和郎君） 川上委員さん。

委員（川上宗男君） 小川町の川上です。

ただいまの意見なんです、議員の任期はまだ2年数カ月残っているわけですよ。それを余り早急にやるとなると、やはり議会を通らなければ合併というのは決まらないものですから、やはり十分余裕を持たせて。それでなくても、在任特例を使うといっても丸々使うわけではないものですから、そして議員というのはあくまでも公職選挙法に則って出てきているものですから、各自治体の職員みたいにただ採用で決まるというのでなくて、やはり町民の意見として出てきている議員ですから、ただ人数を少なくして経費削減とか何かのために早くしろとかということだけではちょっと無理な面も十分あると思うんです。

ですから、まだ時間的には来年の10月にしても再来年の1月にしても余裕がまだあるわけですから、合併そのものの調印は、あれはいずれにして来年の3月にはやらなければならないですけれども、その後のことまで考えると少し余裕を持って十分検討した方がいいのではない

かと思えます。やはり議員の中でもいろいろ丸々任期中やりたいという人も中にはいますし、やはり定数ばかり削減というのではなくて、人数削減の場合には議員報酬の面とか何かの面もいろいろ考えながらやればそれほどのあれではないと思うんです。ほかに経費削減できる面は十分ありますから、余り早急なことでやるとなると、せっかく順調にいつてきているやつも難しくなる面もあるものですから、そこらをよく検討をお願いしたいと思えます。

議長（川崎和郎君） 篠江委員。

委員（篠江 求君） 馬頭町の篠江です。

私も検討委員会のメンバーなんですが、その協議については、議会の議員の定数及び任期等検討委員会で十分に協議をして、いい結果を出していただければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議長（川崎和郎君） そのようなことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

それでは、これで本日の協議事項はすべて終了いたしました。これで本日の会議を終了させていただきます。

皆様のご協力により協議会が円満に進められたことに感謝申し上げまして、進行を司会にお返しいたします。ありがとうございました。

事務局次長（藤田悦男君） 川崎会長には、議事進行大変ありがとうございました。

4 その他

事務局次長（藤田悦男君） 次回第4回協議会は、年明けの1月6日木曜日、午後1時30分から本日と同じく、ここ馬頭町山村開発センターで開催する予定でございます。

5 閉 会

事務局次長（藤田悦男君） 以上をもちまして、第3回馬頭町・小川町合併協議会を終了いたします。

本日は、長時間にわたり慎重審議大変ありがとうございました。

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定により署名する。

平成16年12月16日

馬頭町・小川町合併協議会 議 長 川 崎 和 郎

委 員 石 田 彬 良

委 員 杉 本 益 三